平成２８年（フ）第５７４９号
東京都台東区寿３丁目21番８号
破産者　株式会社マイスター・エス
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７５０号
東京都世田谷区千歳台２丁目46―２―102
破産者　齋藤　　勝
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７５１号
神奈川県川崎市多摩区東生田４丁目３番４号
破産者　有限会社ケイアイ
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７６２号
東京都国立市富士見台３―16―３　セイガステージ国立Ⅲ301
破産者　エーユーピー株式会社
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１８５号
東京都足立区青井３丁目24―２―212
破産者　大下　仁至
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２４１号
東京都江戸川区江戸川１丁目10―12―302
破産者　安川　昭二
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２４２号
東京都江戸川区南葛西４丁目23―３―301
破産者　松本　武士
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２５３号
東京都江東区東砂７丁目17―24―202
破産者　佐藤明日香（旧姓大場・中山）
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３７８号
東京都練馬区大泉学園町７丁目14―21―302
破産者　長根　良作
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５０４号
東京都多摩市一ノ宮１丁目21―10　サマックスエルピーノＢ　205
破産者　渡辺　征範
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５３０号
東京都練馬区光が丘２丁目４―10―625
破産者　水野暎姫こと　盧　　映姫
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５９８号
東京都豊島区南長崎２丁目２―10―104
破産者　稲田　正行
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６０７号
東京都墨田区堤通２丁目８―16―1301
破産者　坂井　紘彌
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６０８号
東京都墨田区堤通２丁目８―16―1301
破産者　坂井ナツエ
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６１２号
東京都練馬区田柄１丁目７―13―103
破産者　酒井　　誠
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６１３号
神奈川県川崎市川崎区田町２－９－１　ＡＯＩ国際病院、住民票上の住所東京都大田区西六郷３丁目31―８　野口方
破産者　小林　さだ
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６４５号
東京都西東京市田無町７丁目３－６　ラビドールⅠ　108
破産者　中根貞美こと　趙　　貞美
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２９８号
神奈川県座間市相模が丘５丁目７番13―106号　恒陽小田急相模原マンション
破産者　宮崎　　遥（旧名幸男）
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３０７号
相模原市中央区矢部１丁目15番19号　ホーユーパレス相模原南303
破産者　長井健太郎
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３２７号
相模原市南区南台３丁目８番７号　サンビレッジ南台402
破産者　前田久美子（旧姓佐久間）
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１４８号
沖縄県那覇市字寄宮149番地　知念住宅Ｂ―２―Ｇ
破産者　河野加代子
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部